

事故への該当性に関する判断について(現状)

資料安作13-2

施行規則第58条には、「電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部の提供を停止又は品質を低下させた事故」とあり、電気通信設備の故障によらない電気通信役務の停止や品質低下は事故に含まれない。

故障に当たる事象の例

- 設備障害(ハードウェア故障、ソフトウェアバグ等)による停止
- 自然災害(地震、火災等)による設備破損
- 人為的な作業ミスによる障害
- 通信路の経路設定誤り 等

故障に当たらない事象の例

- 予め計画された設備改修(メンテナンス)のための一時的なサービス停止
- 地震や企画型での輻輳状態を軽減するための発信規制
- 電気通信設備ではない利用者端末の故障による停止 等

- ・報告対象の事故に当たるかどうかについては、事業者が個別に判断。
- ・事故への該当の可否が明確でない場合、行政に個別に相談し、判断。